



身体障害者及び知的障害者の雇用状況について ②

～民間企業に雇用されている障害者の数は前年より4.4%増加～

(民間企業の実雇用率は1.46%)

厚生労働省職業安定局高齡・障害者雇用対策部障害者雇用対策課

第3表 一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況

(平成16年6月1日現在)

区 分	① 企業数	② 常用労働者数	③ 障 害 者 の 数			④ 実雇用率 C÷②×100	⑤ 法定雇用率 未達成企業 の割合
			A. 重度障害者 (1週間の所定 労働時間が 30時間以上)	B. A以外の 障害者	C. 計 A×2+B		
	企業 数	人	人	人	人	%	%
農、林、漁業	135 (128)	16,992 (18,815)	60 (63)	158 (183)	278 (309)	1.64 (1.64)	47.4 (46.1)
鉱業	47 (46)	8,268 (7,685)	32 (28)	74 (73)	138 (129)	1.67 (1.68)	46.8 (45.7)
建設業	2,252 (1,968)	563,504 (514,386)	2,027 (1,938)	3,222 (3,022)	7,276 (6,898)	1.29 (1.34)	59.3 (54.7)
製造業	20,117 (19,508)	6,078,155 (5,838,598)	27,768 (27,105)	45,445 (44,850)	100,981 (99,060)	1.66 (1.70)	47.2 (45.7)
食料品・たばこ	2,986 (2,957)	725,351 (722,454)	2,950 (2,848)	7,401 (7,359)	13,301 (13,055)	1.83 (1.81)	40.6 (41.6)
繊維・衣服	1,158 (1,253)	203,496 (225,784)	930 (1,050)	1,960 (2,157)	3,820 (4,257)	1.88 (1.89)	39.5 (40.5)
木材・家具	479 (475)	77,816 (77,827)	385 (384)	870 (892)	1,640 (1,660)	2.11 (2.13)	35.5 (32.8)
パルプ・紙・印刷	1,735 (1,739)	347,756 (348,890)	1,558 (1,540)	2,633 (2,737)	5,749 (5,817)	1.65 (1.67)	48.3 (46.7)
化学工業	2,003 (1,965)	717,006 (723,831)	2,804 (2,769)	5,091 (5,106)	10,699 (10,644)	1.49 (1.47)	55.6 (54.6)
窯業・土石	664 (619)	147,232 (139,424)	544 (569)	1,221 (1,208)	2,309 (2,346)	1.57 (1.68)	48.6 (43.9)
鉄鋼	369 (315)	142,972 (125,330)	553 (513)	1,070 (1,027)	2,176 (2,053)	1.52 (1.64)	43.9 (36.5)
非鉄金属	335 (294)	110,509 (100,387)	434 (412)	781 (766)	1,649 (1,590)	1.49 (1.58)	44.8 (42.2)
金属製品	1,620 (1,523)	275,790 (271,256)	1,225 (1,311)	2,471 (2,595)	4,921 (5,217)	1.78 (1.92)	42.3 (39.2)
電気機械	2,464 (2,516)	1,157,427 (1,179,061)	6,403 (6,542)	6,979 (7,093)	19,785 (20,177)	1.71 (1.71)	48.1 (48.1)
その他機械	4,646 (4,346)	1,691,365 (1,546,312)	7,814 (7,527)	11,547 (11,150)	27,175 (26,204)	1.61 (1.69)	49.9 (46.6)
その他	1,658 (1,506)	481,435 (378,042)	2,168 (1,640)	3,421 (2,760)	7,757 (6,040)	1.61 (1.60)	52.7 (53.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	182 (163)	196,459 (185,223)	891 (867)	1,619 (1,605)	3,401 (3,339)	1.73 (1.80)	62.1 (54.6)
情報通信業	2,840 (2,707)	975,759 (935,244)	3,072 (2,898)	4,468 (4,270)	10,612 (10,066)	1.09 (1.08)	81.9 (82.5)
運輸業	4,118 (3,391)	1,051,337 (855,969)	3,727 (3,210)	9,275 (8,056)	16,729 (14,476)	1.59 (1.69)	52.0 (49.5)
卸売・小売業	11,826 (11,943)	3,150,835 (3,122,099)	9,514 (9,224)	18,659 (17,718)	37,687 (36,166)	1.20 (1.16)	70.8 (71.3)
金融・保険・不動産業	2,004 (2,012)	1,283,999 (1,324,500)	4,913 (4,754)	8,106 (8,056)	17,932 (17,564)	1.40 (1.33)	69.8 (71.6)
飲食店・宿泊業	1,821 (1,860)	432,341 (429,347)	1,413 (1,415)	2,971 (2,885)	5,797 (5,715)	1.34 (1.33)	63.5 (63.7)
医療・福祉	7,199 (6,225)	1,136,262 (910,404)	5,714 (5,244)	8,966 (7,893)	20,394 (18,381)	1.79 (2.02)	49.9 (46.9)
教育・学習支援業	1,208 (1,137)	278,162 (240,905)	927 (865)	1,477 (1,358)	3,331 (3,088)	1.20 (1.28)	63.2 (60.2)
複合サービス事業	1,003 (1,019)	309,907 (309,910)	935 (904)	2,014 (1,937)	3,884 (3,745)	1.25 (1.21)	65.0 (66.1)
サービス業	9,241 (8,918)	2,185,326 (2,055,879)	7,546 (7,137)	14,407 (13,883)	29,499 (28,157)	1.35 (1.37)	63.8 (62.9)
産業計	63,993 (61,025)	17,667,306 (16,748,964)	68,539 (65,652)	120,861 (115,789)	257,939 (247,093)	1.46 (1.48)	58.3 (57.5)

注) 1 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 A欄の「重度障害者（1週間の所定労働時間が30時間以上）」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。

3 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者の計である。A欄の重度障害者（重度身体障害者及び重度知的障害者）については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。

4 () 内は平成15年6月1日現在の数値である。

第5表 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

区分	年	障害者数(人)		実雇用率(%)	
			前年比増減		前年比増減
一般の民間企業	昭和54年	128,493		1.12	
	55年	135,228	6,735	1.13	0.01
	56年	144,713	9,485	1.18	0.05
	57年	152,603	7,890	1.22	0.04
	58年	155,515	2,912	1.23	0.01
	59年	159,909	4,394	1.25	0.02
	60年	168,276	8,367	1.26	0.01
	61年	170,247	1,971	1.26	0.00
	62年	171,880	1,633	1.25	△0.01
	63年	187,115	15,235	1.31	0.06
		(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)
	平成元年	195,276	8,161	1.32	0.01
	2年	203,634	8,358	1.32	0.00
	3年	214,814	11,180	1.32	0.00
	4年	229,627	14,813	1.36	0.04
	5年	240,985	11,358	1.41	0.05
		(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)
	6年	245,348	4,363	1.44	0.03
	7年	247,077	1,729	1.45	0.01
	8年	247,982	905	1.47	0.02
	9年	250,030	2,048	1.47	0.00
	10年	251,443	1,413	1.48	0.01
	11年	254,562	3,119	1.49	0.01
		(249,920)	(△1,523)	(1.48)	(0.00)
	12年	252,836	△1,726	1.49	0.00
	13年	252,870	34	1.49	0.00
	14年	246,284	△6,586	1.47	△0.02
	15年	247,093	809	1.48	0.01
	16年	257,939	10,846	1.46	△0.02

(資料出所 [表3・4・5とも] 厚生労働省職業安定局集計)

第4表 国、地方公共団体における障害者の在職状況

(平成16年6月1日現在)

① 法定雇用率2.1%が適用される国、地方公共団体

区分	① 職員数 (除外職員除く)	② 障害者の数			③ 実雇用率 C÷①×100
		A. 重度障害者 (1週間の所定労働時間が 30時間以上)	B. A以外の 障害者	C. 計 A×2+B	
国の機関	人 303,269 (342,635)	人 861 (1,039)	人 4,811 (5,434)	人 6,533 (7,512)	% 2.15 (2.19)
都道府県の機関	人 363,070 (319,811)	人 1,996 (1,898)	人 4,294 (4,168)	人 8,286 (7,964)	% 2.28 (2.49)
市町村の機関	人 993,557 (859,201)	人 5,454 (5,185)	人 10,965 (10,696)	人 21,873 (21,066)	% 2.20 (2.45)
合計	人 1,659,896 (1,521,647)	人 8,311 (8,122)	人 20,070 (20,298)	人 36,692 (36,542)	% 2.21 (2.40)

② 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会

区分	① 職員数 (除外職員除く)	② 障害者の数			③ 実雇用率 C÷①×100
		A. 重度障害者 (1週間の所定労働時間が 30時間以上)	B. A以外の 障害者	C. 計 A×2+B	
教育委員会	人 673,511 (560,779)	人 2,413 (1,880)	人 4,130 (3,220)	人 8,956 (6,980)	% 1.33 (1.24)

表4注) 1 A欄の「重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)」には短時間勤務職員の数は含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度障害者である短時間勤務職員の数が含まれている。

2 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)についてはダブルカウントしてある。

3 法定雇用率2.0%が適用される機関とは都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

4 法定雇用率2.1%が適用される機関とは上記3以外の機関である。

5 () 内は平成15年6月1日現在の数値である。

表5注) 1 障害者数とは、次に掲げる者の合計。～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)/昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者/平成5年～ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

2 () 内はそれぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した数値。

1 民間企業における雇用状況 (前号からの続き)

(2) 産業別状況

産業別では、雇用されている障害者の数は、農、林、漁業以外のすべての業種で増加した(第3表)。

一般の民間企業における実雇用率と比較すると、医療・福祉(一・七九%)、電気・ガス・熱供給・水道業(二・七三%)、鉱業(一・六七%)、製造業(二・六六%)、農、林、漁業(一・六四%)及び運輸業(一・五九%)ではそれぞれ上回ったが、金融・保険・不動産業(一・四〇%)、サービス業(一・三五%)、飲食店・宿泊業(一・三三%)、建設業(一・二九%)、複合サービス事業(一・二五%)、卸売・小売業(一・二〇%)、教育・学習支援業(一・二〇%)及び情報通信業(一・〇九%)ではそれぞれ下回った(第3表)。

(3) 特殊法人等

二・一%の法定雇用率が適用される一定の特殊法人及び独立行政法人(常用労働者数四八人以上規模の法人)における雇用されている障害者の数は六八七六人で、前年より二五・二%増加した(第1表)。

実雇用率は、除外率の引き下げの影響を受け、一・七一であった(第1表)。前年は二・〇九%。仮に、平成一五年から存続している法人について、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると、二・一七%程度となるものと推計される。

2 国、地方公共団体における在職状況

二・一%の法定雇用率が適用される国、地方公共団体の機関における雇用されている障害者の数は、国の機関では前年より減少したが、都道府県の機関、市町村の機関及び都道府県等の教育委員会では、それぞれ前年より増加した。

実雇用率は、除外職員の範囲の縮小等の影響を受け、国の機関では二・一五%、都道府県の機関では二・二八%、市町村の機関では二・二〇%となり、全体としては二・二一%であった(第4表①)。国の機関について前年は二・一九%。仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると、二・三四%程度になるものと推計される。

また、二・〇%の法定雇用率が適用される都道府県等の教育委員会では、一・三三%であった(第4表②)。

(注) 雇用されている障害者の数においては、重度障害者(短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者)についてはダブルカウントを行っている。